

2024/05/30

宛先： 辻恭子代理人弁護士 谷 直樹 様  
弁護士 岩永 孝之 様  
辻 竜也 様  
西山 円

道後湯之町 西山 紀男

件名： キミ卫母が契約していた葬儀契約について

2024年2月7日、美年子から辻恭子へ、下記の記述内容を速達便で送った。

1. 和子の住所変更を依頼した。

理由は次の如し。2024/4/01 時点、キミ卫の世帯主を長女 西山和子と指定した上で、令和3年&4年分の和子の所得情報が変更されたことを理由に、キミ卫の後期高齢者医療保険料を変更した。令和5年12月25日期限の納付書が横浜の西山円宛に届いた。当件は、即刻、紀男が出鱈目な市役所に憤慨して長崎市役所担当者および責任者へ訂正するよう申し入れた。

直ちに戸籍課で調べたら、キミ卫母は、和子の住所変更をしていなかった。

今後のことを考慮して、和子の住所を道ノ尾病院へ変更するよう、美年子が辻恭子に依頼した。

2. ① 和子&紘二に葬儀契約がない。

② 簡易保険契約が紀男&恭子にあって、和子&紘二にない。

夫 紀男は、「キミ卫母は和子&紘二を見捨てていたのか」と、落ち込んでいる。

3. 祖父（庄三）と祖母（クラ）の写真と同封した。

この手紙への辻恭子の返信（2月26日着）は、下記でした。

右は、2024年2月26日付の辻恭子からの手紙です。

恭子は、「二人には葬儀契約はあった」「母は、二人を見捨ててない」と主張。また、二人への葬儀契約が無いのは、「阿部後見人が紛失した。」と主張。  
 ⇒ この主張は、恭子の虚言か？  
 ⇒ 恭子は、3人の契約書があったことの物理的証拠を提示すべきだ。

2023/7/27 キミエ母の葬儀のとき、平安社が提示したキミエの葬儀契約は下記でした。

1996年に2口を契約し、  
 2001年に4口を契約していた。

紀男、美早子様  
 略  
 現在私の体調は良くなく、歩けばふらつき、買物も夫にほとんど行ってもらっている状態です。でも母(キミエ)の名誉の為に言っておかなければ、と思って書いています。  
 母が生前一番心配していたのは、もちろん和子姉と紘二兄二人のことでした。従って平安社の契約書は本人「キミエ」「和子」「紘二」の3人の名前が書いてありました。その契約書は後私が預かり、夫俊雄と共に阿部後見人に銀行の通帳と一緒に渡しました。でも、なぜかその契約書が紛失したらしく、阿部後見人に再三言って捜してもらいましたが「無い」と言われ、ガク全としているところでは、

母が和子姉と紘二兄を見捨てたなんてとんでもないこと!! それだけははっきり言っておきたい!!  
 (うち(辻)の家族の契約は母と同居するようにしてしぼらくしてからのことです。  
 ふたりのことを私に頼まれたのは私が母と同居し、身近にいたからで、何でも話し合える関係でした。遠方(四国)にいる紀男兄にまで迷惑をかけるわい、という母の思い、やりからうと思えます。  
 早々

次表は、2023年7月27日、キミエ母の葬儀の時、喪主代行を務めた西山円が、平安社の吉田氏から見せて貰った葬儀契約の状況です。

CK0019P		簿 一 覧 表						
No.	契約記号-番号 受付番号	フリガナ 氏名	電話番号 生年月日	回数 払込	預り金 割引額	最終入金日 加入日	担当者 協力者	会員状態
× 使 使 残 残	1	KCN - 000015659 ニシヤマ キミエ 西山 キミエ	095-848-8303 大正06年03月17日	0 月掛		2006/06/26 2001/07/06	光永 富佐子 末永 早苗	施行済・完納
	2	KCN - 000015660 ニシヤマ キミエ 西山 キミエ	095-848-8303 大正06年03月17日	60 月掛	180,000	2006/06/26 2001/07/06	光永 富佐子 末永 早苗	未施行・完納
	3	KCN - 000015661 ニシヤマ キミエ 西山 キミエ	095-848-8303 大正06年03月17日	60 月掛	180,000	2006/06/26 2001/07/06	光永 富佐子 末永 早苗	未施行・完納
	4	KCN - 000015662 ニシヤマ キミエ 西山 キミエ	095-848-8303 大正06年03月17日	60 月掛	180,000	2006/06/26 2001/07/06	光永 富佐子 末永 早苗	未施行・完納
	5	NS5 - 000011632 ニシヤマ キミエ 西山 キミエ	095-848-8303 大正06年03月17日	60 月掛	300,000	2001/05/28 1996/05/16	馬場 タケノ 鈴木 妙子	未施行・完納
	6	NS5 - 000011633 7月27日、キミエの葬儀に使用した。 西山 キミエ	095-848-8303 大正06年03月17日	60 月掛	300,000	2001/05/28 1996/05/16	馬場 タケノ 鈴木 妙子	未施行・完納

No.1 は紘二の葬儀に使用、No.6 はキミエの葬儀に使用した。  
 「残」があと2口残っている。

葬儀契約は、銀行口座の引落し記録と符合している。

取引日	取扱日	手形番号 入金種別	摘要	支払	入金	残高	仕向 店番
80604	80605		スイド*ウ シハライキBK	5680 50000	ゼンツクン	92915 87235	1025
80614			ナカ*サキシヨク シハライキBK		40728	37235 77963	0817 1025
80611			ナカ*サキシヨク シハライキBK	30000		47963	0817
80614			ナカ*サキシヨク シハライキBK		310650	358613	8904
80614			ナカ*サキシヨク シハライキBK		78216	436329	8904
80617			ナカ*サキシヨク シハライキBK	250000		186829	0817
80617	80618		カ*スイ	4047		182782	1025
80617	80618		テレコム	4223		178559	0713
80620			ホンク*キョウコ		100000	278559	*
80620	80621		ツミテイ(#007618)	10000		268559	*
80620	80621		TEL8303	6653		261906	0713
80626	80627		キョウエイカ	17810		244096	1009
80626	80627		ニツワウシ	10700		233396	8800
80626	80627			5000		228396	1009
80626	80627		エレモニー N (2カ)	5000		223396	1009
80626	80627		エレモニー N (2カ)	10000		213396	1009
80626	80627		エレモニー N (2カ)	12341		201055	0713
80628			デンキ(06ツキ)デントウ カ)モリト		32479	233534	*
80627	80628		オリメント	8900		224634	8024
80627	80628		ジャックス	10400		214234	8008
80628			シハライキBK	100000		114234	0817

  

130817			シハライキBK		100000			838168	0817
130820	130821		ツミテイ(#053701)		10000			828168	*
130827			NS ニホンシハシ		9000			819168	1009
130827	130828		カ*イエーオーエムシ		1050			818118	8008
130827	130828		ハマヤトモノカイ		5000			813118	1009
130827	130828		エレモニー-N(002-002)		3000			810118	1009
130827	130828		エレモニー-N(002-002)		3000			807118	1009
130827	130828		エレモニー-N(002-002)		3000			804118	1009
130827	130828		エレモニー-N(002-002)		3000			801118	1009
130828	130829		デンキ(08ツキ)デントウ		28129			772989	0713
130828	130829		サイフG13/8		4923			768066	8008

入金符号 ー 通常の訂正取引 △取消取引 +取消の訂正取引

2口：平成8年(1996年)6月 口座引落し開始	4口：平成13年(2001年)8月 口座引落し開始
--------------------------	---------------------------

2024年5月29日、過去の集めた資料を一日がかりで照合し、次の結論に達した。

1. 未使用のものが2口残っていて、和子の葬儀に適用できる見通しを得た。  
その使用を指定できるのは辻の指定利用者（恭子）に限られることが判明した。

参照：2023/5/04 13:30 谷直樹弁護士からのメール。

谷弁護士に感謝いたします。

2. キミ卫所有の契約書、証書の類を持ち出して、隠し持ち、相続代表者（西山紀男）に引き渡さない行為は窃盗である。

2018年11月30日、辻宅にて「相続準備のための話し合い」をしました。

内容は、2019年12月1日付 成年後見人および辻恭子宛の書簡に詳しく記述しています。

この場で、葬儀について、次の提案をしました。

キミ卫母、和子、紘二、3人の葬儀は「直葬」にしたい。

それに対して、辻俊雄と恭子は無言でした。

2019年3月22日、キミ卫次男 紘二の葬儀会場で、平安社筑紫氏から「キミ卫さんは3口入っておられます。 そのうちの1口を使わせてもらいます。」

キミ卫母が葬儀契約をしていたことを初めて知りました。

契約書を隠蔽していたことは、キミ卫の意思に反し、祭祀継承者 紀男を無視した行為でした。

キミ卫母は、辻恭子のために準備していた契約ではない、紀男のために準備しておいてくれたので、と感謝している。

以上、

添付： 20230504\_RE\_「西山和子の葬儀準備」.pdf